

幣	種	英		佛蘭西		佛蘭西		佛蘭西	
		到	出	到	出	到	出	到	出
香港洋銀	一	ダ	ラ	一	フ	ラ	一	フ	ラ
佛蘭西貨	一	ミ	ル	一	フ	ラ	一	フ	ラ
佛蘭西貨	一	ミ	ル	一	フ	ラ	一	フ	ラ
佛蘭西貨	一	ミ	ル	一	フ	ラ	一	フ	ラ
佛蘭西貨	一	ミ	ル	一	フ	ラ	一	フ	ラ
佛蘭西貨	一	ミ	ル	一	フ	ラ	一	フ	ラ

地方廳公文

朝鮮總督府平安南道令第二號 興行取締規則左ノ通定ム

大正十一年二月二十五日

朝鮮總督府平安南道知事 篠田 治策

興行取締規則

- 第一條 本則ニ於テ興行場ト稱スルハ劇場活動寫真館寄席ヲ謂ヒ興行ト稱スルハ演劇活動寫真奇術浪花節講談輕業淨瑠璃俄狂言音曲演奏角力芝居動物芝居見世物其ノ他總テ公衆ヲ會シ演藝ヲ觀覽セシムルモノヲ謂フ
- 第二條 興行場ヲ建設セムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ所轄警察署ヲ經テ當廳ニ出願許可ヲ受クヘシ
- 第三條 乃至第九號ノ事項又ハ建物ノ構造仕樣ヲ變更シ若ハ増築改築大修繕ヲ爲サムトスルトキ亦同シ
- 一 本籍住所氏名生年月日 (法人ニ在リテハ其ノ名稱事務所所在地代表者ノ氏名及定款寫)
- 二 興行場ノ名稱
- 三 興行場ノ種別
- 四 興行場ノ位置
- 五 敷地及建物ノ坪數
- 六 客席ノ種別坪數及定員

- 七 燈火ノ種類
- 八 換氣採光消防及便所ノ設備
- 九 落成期日
- 前項ノ願書ニハ建物ノ配置圖(縮尺三百)平面圖(二階以上ニ在リテハ各階ニ在リテハ各階毎ニ詳記スルコト)地形伏圖小屋伏圖外面圖(二階以上ニ在リテハ各階毎ニ詳記スルコト)断面圖(縮尺五十)部分詳細圖(縮尺二十分ノ一又ハ現寸)構造並材料ヲ詳記シタル仕様書四隣ノ見取圖(道路ノ幅員記入ノコト)及他人ノ土地ニ建設スル者ハ土地所有者ノ承諾書ヲ添付スヘシ
- 前二項ノ外審査上必要ト認ムルトキハ臨時書類又ハ圖面ノ提出ヲ命スルコトアルヘシ
- 第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ興行場ノ建設ヲ許可セサルコトアルヘシ
 - 一 建設者又ハ許可不適當ト認メタルトキ
 - 二 場所不適當ト認メタルトキ
 - 三 公安又ハ風致上支障アリト認メタルトキ
- 第四條 興行場ノ建設工事中左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ所轄警察署ヲ經由當廳ニ届出ツヘシ
 - 一 建物ノ基礎工事ニ著手シタルトキ
 - 二 上棟ヲ爲シタルトキ
 - 三 建物ニ避雷針ヲ設クルモノニアリテハ地中板ヲ埋設セムトスルトキ
 - 四 工事落成シタルトキ
 - 五 前各號ノ外特ニ命セラレタルトキ
- 第五條 興行場ハ新築増築改築若ハ修繕工事落成後當廳ノ認可ヲ受クルニアラサレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス
- 第六條 興行場建設者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ事實ノ生シタル日ヨリ十日以内ニ所轄警察署ヲ經由當廳ニ届出ツヘシ但シ第三號ノ場合ニ在リテハ許可書ヲ添付シ第四號ノ場合ニ在リテハ當事者雙方逆署シ當廳ノ認可ヲ受クヘシ此ノ場合ニ於テ讓受人ハ之ヲ建設者ト看做ス
- 一 本籍住所氏名ニ異動ヲ生シタルトキ法人ニ在リテハ其ノ名稱事務所所在地代表者ノ氏名及定款ヲ變更シタルトキ
- 二 興行場ノ名稱ヲ變更シタルトキ
- 三 興行場ノ種別ヲ變更シタルトキ
- 四 興行場ノ使用ヲ廢止シタルトキ
- 五 興行場管理若ク置キタルトキ及其ノ變更アリタルトキ興行場ヲ相續ニ

依リ繼承シタル場合ハ其ノ相續者ハ前項ノ規定ニ準シ届出ツヘシ
興行場管理者ニシテ公安ヲ害シ若ハ風俗ヲ紊リ其ノ他不適任ト認ムル
トキハ警察署長ニ於テ其ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第七條 興行場ハ隨時検査ヲ行ヒ危險豫防又ハ公安衛生上其ノ他必要ト認ム
ルトキハ全部若ハ一部ノ改築修繕又ハ特別ノ施設ヲ命スルコトアルヘシ
前項ノ場合ニ於テ其ノ完成ニ至ル迄興行場ノ使用ヲ停止若ハ制限スルコト
アルヘシ

第八條 興行場ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ許可ヲ取消シ又ハ使用
ヲ禁止スルコトアルヘシ
一 建設許可ヲ受ケタル日ヨリ六箇月以内ニ工事ニ著手セサルトキ
二 落成期日ヲ經過シ尙竣工セサルトキ
三 第七條ノ命令ヲ履行セサルトキ
四 六箇月以上休場シタルトキ

第九條 劇場及寄席ノ構造設備ハ左ノ制限ニ從フヘシ
一 建物ノ前面ハ幅三間以上ノ道路ニ面シ兩側及後方ニハ各其ノ建物間口
幅員ノ四分ノ一以上前道路路トノ間ニハ九尺以上ノ空地ヲ保存スルコ
ト但シ防火壁ノ設備アルモノニ在リテハ建物周圍ノ空地幅員ヲ觀客定
員五百人以下ノ劇場又ハ寄席ニ在リテハ前面道路ノ幅員及建物周圍ノ
空地幅員ヲ斟酌スルコトアルヘシ
前號ノ空地ハ有效ニ之ヲ保存スヘシ
二 木造建物ノ場合ニ在リテハ内外壁面及軒裏ヲ不燃質材料ヲ以テ構造又
ハ被覆スルコト但シ内壁面ハ構造上斟酌スルコトアルヘシ
三 建物ノ屋上ハ不燃質材料ヲ以テ被覆シ建物ノ總高サ五十尺以上ノモノ
ニアリテハ避雷針ヲ設クヘシ
四 出入口非常口窓其ノ他ノ扉ハ何レモ外開キ又ハ引戸トシ尙建物ノ外面
ニ設クル扉ハ隣接建物トノ距離四間半ニ充タサルトキハ不燃質材料ヲ
以テ構造又ハ被覆スルコト

五 建物ノ前面ニハ内法幅七尺以上ノ通常出入口二箇以上ヲ設クルコト但
シ觀客定員八百人以上ナルトキハ二百人ヲ増ス毎ニ幅員一尺ヲ増加ス
ルコト
六 階下客席ノ兩側ニ幅内法六尺以上高サ内法七尺以上ノ非常口各一箇以
上ヲ設ケ觀客定員八百人以上ナルトキハ二百人ヲ増ス毎ニ各一箇ヲ増
設スルコト
七 樂屋ニハ直接外部ニ出入シ得ヘキ出入口及非常口ヲ各一箇所以上設ク
ルコト
八 奈落及花道下通路ノ周圍及床ハ石又ハ煉瓦「コンクリート」(防水劑塗)
其ノ他不滲透材料ヲ以テ築造スルコト
九 客席ニハ天井ヲ設クルコト

前號ノ天井ハ客席一層ノモノニ在リテハ床上ヨリ高サ十尺以上ト爲シ
客席二層以上ノモノニ在リテハ各八尺以上平場天井ハ最高客席天井ノ
高サト同高サ若ハ其レ以上ト爲スコト
一〇 客席ノ周圍天井屋根ニハ換氣採光ニ適當ナル窓及換氣孔ヲ設クルコ
ト

一一 二階以上ノ客席ニ在リテハ棧敷ノ前面平場ニ面セル部分ニハ取付堅
固ナル手摺ヲ設ケ其ノ前面ニ幅内法五寸以上ノ掃下ヲ設クルコト

一二 客席ニハ適當ノ通路ヲ設ケ且ツ左ノ制限ニ從フコト
(イ)客席ハ男子席、女子席、家族席ニ區別シ見易キ場所ニ其ノ區別ヲ標
示スルコト但シ興行ノ種類又ハ土地ノ狀況ニ依リ斟酌スルコトアル
ヘシ

(ロ)一人ノ座席ハ四、五平方尺以上トス但シ立見席ハ一坪十五人以下
ノ割合トナスコト

(ハ)客席ニ椅子又ハ腰掛ヲ用ウルモノニ在リテハ椅子ハ一尺四寸平方
以上トシ其ノ縱列間隔ハ一尺二寸以上トシ横列間隔ハ各脚三寸六脚每
ニ二尺以上腰掛ハ幅一尺二寸以上長サ十尺以内トシ其縱列間隔ハ
一尺二寸以上一人ニ對スル席ノ長サハ一尺四寸以上横列間隔ハ二
尺以上ト爲スコト

一三 觀客用階段ノ構造ハ左ノ制限ニ從フコト
(イ)階段ハ各階毎ニ二箇以上トシ尙階上ノ三方ニ客席ヲ設クルトキハ
別ニ建物ノ兩側ヨリ直接外方空地ニ逃脫シ得ル非常用階段二箇以
上ヲ設クルコト但シ階上觀客ノ定員三百以下ノモノニ在リテハ非
常用階段ヲ一箇ト爲スコトヲ得

(ロ)階段ノ幅員ハ階上觀客ノ定員五百人以下ノモノニ在リテハ幅内法
四尺五寸以上トシ百人ヲ増ス毎ニ三寸ヲ増加スルコト

(ハ)階段ノ踏面ハ蹴込寸法ヲ除キ八寸五分以上蹴上ケ六寸五分以下ト
スルコト

(ニ)階段數十五段ヲ越ユル場合ニ在リテハ中央ニ踊場ヲ設クルコト
(ホ)階段昇降口及踊場ニハ階段ノ幅員以上ヲ一邊トセル正方形ヲ劃入
シ得ル面積ヲ存スルコト

(ヘ)階段ノ兩側ニハ堅牢ナル手摺ヲ設ケ幅内法六尺以上ノ階段ニ在リ
テハ更ニ中央ニ手摺ヲ設クルコト

(ト)螺旋狀ノ階段ヲ設ケサルコト

一四 便所ハ場内ニ適當ニ配設シ左ノ制限ニ從フコト
(イ)通路地盤及尿管溜ハ不滲透質材料ヲ以テ構造スルコト
(ロ)小便所ノ内壁面ハ地上四尺以上ヲ石煉瓦「コンクリート」ノ類ヲ以
テ構造シ尿管溜ハ建物外ニ之ヲ設ケ毎室ニ臭氣抜筒ヲ設クルコト但
シ階上ニ設クルモノニアリテハ臭氣抜筒ヲ除ク外構造ヲ斟酌スル

コトアルヘシ

(ハ)大便所ハ小便所ト各別ニ尿管溜ヲ設ケ床ノ高サハ二尺以上トシ床下ニ屬スル部分ハ不透透質材料ヲ以テ構造シ每室ニ臭氣抜筒ヲ設ケルコト但シ階上ニ設ケルモノニ在リテハ臭氣抜筒ヲ除ク外構造ヲ斟酌スルコトアルヘシ

(ニ)手洗器ハ流出裝置アルモノヲ設備スルコト

(ホ)男女別ニ區別スルコト

(ヘ)藝人用ト觀客用トヲ各別ノ箇所ニ設ケルコト

一五 浴場ノ流場下水ハ不透透質材料ヲ以テ築造シ火焚場ノ内壁ハ不燃質材料ニテ塗覆シ煙突ヲ設ケルコト

一六 樂屋浴場及藝人ノ通路ハ客ノ往來スル場所又ハ客席ヨリ見透シ得サル様構造スルコト

一七 燈火ハ電氣燈又ハ瓦斯燈ヲ用ヒ且ツ電氣又ハ瓦斯故障ノ場合ニ備フル爲豫備燈ノ設備ヲ爲スコト但シ電氣燈又ハ瓦斯燈ノ設備ナキ地方ニ在リテハ金屬製油壺ノ燈火ニ限リ代用スルコトヲ得

一八 觀客定員五百人以上ノ劇場ニ在リテハ消火栓二箇以上ヲ設ケ其ノ他ノ劇場及寄席ニ在リテハ一箇以上ヲ設ケルコト但シ水道ノ設ナキ地ニ在リテハ井戸一箇以上ヲ設ケルコト

一九 消防上適當ナル器具ヲ設備スルコト

二〇 浴場火焚場其ノ他火氣ヲ取扱フ場所及火鉢煙草盆敷物其ノ他火災ノ原因トナル虞アル物品ヲ藏置スル場所ハ不燃質材料ヲ以テ構造又ハ被履スルコト

二一 座席ニ依ル興行場ニ在リテハ座席定員ニ相當スル下足取扱場ヲ設ケルコト

二二 場内適當ノ位置ニ警察官吏ノ臨監席ヲ設ケルコト

第十條 活動寫真館ノ構造設備ハ前條劇場ノ制限ニ依ル外左ノ制限ニ從フヘシ

一 映寫室ハ耐火構造トシ出入口窓映寫孔ニハ不燃質材料ヲ以テ構造又ハ被履シタル扉ヲ取付ケ非常ノ際密閉シ得ヘキ裝置ト爲スコト

二 映寫室ハ不燃質物ヲ以テ構造スルコト

三 映寫室用燈火電氣燈ナルトキハ開閉器ハ室ノ外部ニ設ケ客席其ノ他ノ開閉器ト電路ノ區分ヲ爲スコト

四 劇場及寄席ヲ一時活動寫真興行場ニ充ツル場合ハ映寫室ハ鐵板又ハ亞鉛鍍鐵板等ノ不燃質物ヲ以テ天井床及周圍ヲ被履シ所轄警察署ニ届出テ使用認可ヲ受クヘシ

第十一條 假設興行場ヲ建設セムトスルモノハ左ノ事項ヲ具シ所轄警察署ニ出願許可ヲ受クヘシ

一 住所氏名生年月日

二 興行ノ種別

建設ノ場所

三 構造仕様ノ大樣

四 燈火ノ種類

五 使用期間

第十二條 假設興行場ノ使用期間ハ二十日ヲ越ユルコトヲ得ス但シ特別ノ事情アル場合ハ警察署長ハ使用期間ノ延長ヲ許可スルコトアルヘシ

第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ假設興行場ノ建設ヲ許可セザルコトアルヘシ

一 興行場ノ建設シアル府郡ニシテ假設興行場ヲ要セスト認ムルトキ

二 場所不適當ト認ムルトキ

三 其ノ他公害アリト認メタルトキ

第十四條 假設興行場ノ構造ハ左ノ制限ニ從フヘシ

一 用材ハ堅牢ナルモノヲ用ヒ客席ハ板張又ハ濕氣ノ侵ササル裝置トシ其ノ上ニ疊又ハ蓆ヲ敷キ高棧ヲ設ケルコトキハ高サ五尺以下トシ其ノ下ニ客席ヲ設ケサルコト

二 客席ニハ適當ナル屋根復ヲ設ケルコト

三 周圍ハ板、布又ハ蓆類ヲ以テ圍繞スルコト

四 便所ハ藝人用ト觀客用トヲ別異ノ箇所ニ設ケ且ツ男女別トシ客席ニ遠サカリタル場所ニ設ケ尿管溜ハ不透透質物ヲ使用スルコト但シ尿管溜ニ付テハ土地ノ狀況ニ依リ斟酌スルコトアルヘシ

五 樂屋浴場等ハ客席ヨリ見透ササル樣裝置スルコト

六 燈火ハ油類ヲ使用スルトキハ適當ノ防火裝置ヲ爲スコト

七 場内適當ノ場所ニ警察官吏ノ臨監席ヲ設ケルコト

八 前各號ノ外特ニ警察署ノ指示シタル事項

第十五條 假設興行場ノ使用期間經過後五日以内ニ取拂フヘシ

第十六條 興行場建設者ニシテ專屬ノ藝人若ハ活動寫真說明業者其ノ他ノ使用人ヲ雇入レタルトキハ本籍住所氏名生年月日(藝人ニシテ藝名アルモノハ其ノ藝名及履歷書活動寫真說明業者ニ在リテハ免許證ノ寫ヲ添付シ)ヲ五日以内ニ所轄警察署ニ届出ツヘシ之ヲ解雇シ又ハ所在不明若ハ死亡シタルトキ亦同シ但シ此ノ場合ハ履歷書又ハ免許證寫ヲ添付ヲ要セス

十七條 藝人又ハ使用人ニシテ公安ヲ害シ若ハ風俗ヲ紊ル虞アリト認メタルトキハ所轄警察署ハ其ノ就業ヲ停止シ又ハ解雇ヲ命スルコトアルヘシ

第十七條 活動寫真ノ說明ヲ業ト爲サムトスル者ハ本籍住所氏名生年月日及藝名アル者ハ藝名並履歷書ヲ具シ所轄警察署ヲ經由シ當廳ニ出願免許ヲ受クヘシ

第十八條 說明業出願人ニシテ公安ヲ害シ又ハ風俗ヲ紊リ其ノ他就業上不適當ト認ムルトキハ免許セザルコトアルヘシ

既ニ說明業ノ免許ヲ受ケタル者ト雖前項ニ該當セル者ト認ムルトキハ其ノ

業ヲ停止シ又ハ免許ヲ取消スコトアルヘシ

第十九條

說明業者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ五日以内ニ所轄警察署ヲ經由當廳ニ届出ツヘシ但シ廢業及本道外ニ轉居ノ場合ハ免許證ヲ返納シ第一號第二號ノ場合ハ書替又ハ再下付ヲ受クヘシ

第二十條

演劇及活動寫真ノ興行ニ使用スル演劇脚本又ハ「フィルム」及「フィルム」說明書ハ所轄警察署ノ檢閲ヲ經タルモノニ非ラサレハ使用スルコトヲ得ス

第二十一條

演劇脚本又ハ「フィルム」及「フィルム」說明書ノ檢閲ヲ受ケムトスル者ハ新規仕組ニ係ルモノハ興行五日前其ノ他ハ二日前迄ニ左ノ事項ヲ具シ所轄警察署ニ届出ツヘシ其ノ事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ但シ「フィルム」ハ興行ノ前日迄ニ檢閲ヲ受クルコトヲ得

第二十二條

演劇又ハ「フィルム」題名(外國製ノモノハ其ノ原名及譯名)脚本又ハ「フィルム」製造元

第二十三條

檢閱證ヲ亡失若ハ毀損シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ五日以内ニ許可ヲ爲シタル官署ニ届出テ再下付ヲ受クヘシ

第二十四條

興行ノ場所ニ其ノ事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第二十五條

興行ノ種別並題脚本又ハ筋書若ハ說明書(活動寫真興行ノ場合ハ「フィルム」ノ檢閲證寫及「フィルム」說明書)

第二十六條

檢閱ノ上支障ナシト認メタルトキハ「フィルム」ニ對シテハ檢閱證ヲ交付シ脚本又ハ說明書ニ對シテハ其ノ正本ニ檢印ノ上之ヲ返付ス「フィルム」檢閱證ノ有効期間ハ一箇年トス

第二十七條

興行ノ期間及開閉場ノ時間

第二十八條

有料無料ノ區別但シ有料ニ在リテハ其ノ料金額並種別

第二十九條

興行ニ火藥類其他爆發物品ヲ使用スルトキハ其ノ貯藏及使用方法

第三十條

慈善金又ハ救濟金積集ノ爲興行スルモノニ在リテハ其趣旨目的積集ノ方法積集金處分ノ方法及收支概算書

第三十一條

藝人ノ鑑札寫(專屬藝人ヲ除ク)

第三十二條

前項ノ興行ニシテ公安ヲ害シ若ハ風俗ヲ紊ル虞アリト認メタルトキハ警察署長ハ興行ヲ許可セサルコトアルヘシ

第三十三條

前項第七號ノ興行ヲ終リタルトキハ三日以内ニ收支決算書ヲ所轄警察署ニ差出スヘシ

第三十四條

興行時間ハ午前七時ヨリ午後十二時迄ノ間ニ於テ十二時間以内トス但シ公安又ハ衛生上必要ト認メタルトキハ更ニ時間ヲ制限シ又ハ一時活動寫真興行ニシテ同日内ニ二興行以上ヲ爲サムトスルトキハ一興行閉止後一時間以上ヲ經ルニ非ラサレハ次ノ興行ヲ爲スコトヲ得ス

第三十五條

勸善懲惡ノ趣旨ニ反シ又ハ犯罪ノ方法手段ヲ誘致助成スル虞アルモノ

第三十六條

猥褻又ハ穢酷ニ涉リ若ハ風教ヲ害スル虞アルモノ

第三十七條

安ニ時事ヲ諷刺シ又ハ政談ニ紛ハシキモノ

衛生上有害ト認メラルモノ

第三十八條

前項各號ノ一ニ該當スルモノト認メタルトキハ興行ノ許可ヲ取消シ又ハ臨監警察官吏ニ於テ其ノ興行ヲ停止若ハ制限スルコトアルヘシ

第三十九條

活動寫真其他演劇ト雖觀客ノ容貌ヲ認識シ得ヘキ程度ノ不滅燈ヲ點スルコト

第四十條

場内ハ清潔ニシ敷物ハ日光ニ曝シ使所ニハ時時防臭劑及消毒劑ヲ撒布スルコト

第四十一條

休憩時間中ハ窓其ノ他ノ扉ヲ適當ニ開放シ換氣採光ヲ爲スコト

第四十二條

興行閉止ノ都度場内及使所ノ掃除ヲ爲スコト

第四十三條

非常口其ノ他ノ扉ハ容易ニ開放シ得ル様裝置シ非常口及通路並周圍ノ空地ニ危險又ハ障害トナルヘキ物件ヲ置カサルコト

第四十四條

非常口及消火栓消火器ノ存置シアル箇所ニハ適當ノ標示ヲナシ夜間ハ赤色燈ヲ點スルコト

第四十五條

名義ノ如何ヲ問ハス許可ナク射伴ノ方法ヲ用ヒ若ハ藝名又ハ藝題ヲ詐リ其ノ他詐欺的方法ニ依リ客ヲ誘引セサルコト

第四十六條

定員外ニ客ヲ入場セシメサルコト

第四十七條

八

第四十八條

八

第四十九條

八

第五十條

八

第五十一條

八

第五十二條

八

第五十三條

八

第五十四條

八

第五十五條

八

第五十六條

八

- 九 男女家族席ノ區別アルモノハ相互相犯サシメサルコト
- 一〇 客ヲ舞臺又ハ樂屋ニ入ラシメ又ハ藝人ヲ客席ニ入ラシメサルコト
- 一一 下足ヲ座席ニ持込マシメサルコト
- 一二 休憩時間ヲ除クノ外飲食物番付筋書等ノ販賣ヲ爲ス爲客席ヲ徘徊シ又ハ景物及廣告紙等ヲ觀客ニ配布セサルコト但シ木戸口ニ於テ爲スモノハ此ノ限ニアラス
- 一三 臨監警察官吏ノ求メアリタルトキハ脚本説明書又ハ藝人鑑札等ヲ提示スルコト
- 一四 火鉢煙草盆敷物其ノ他火災ノ原料トナル虞アル物品ハ興行閉止後火氣ナキヲ確メタル上各其ノ置場ニ設置スルコト
- 一五 同一府内ニ出火アルコトヲ知リタルトキハ直ニ場内見易キ場所ニ揭示スルコト
- 一六 其ノ他警察署ノ特ニ命シタル事項
- 第二十七條 活動寫眞興行ハ前條ノ外左記各項ヲ遵守スヘシ
 - 一 興行中ハ一時間ニ對シ五分以上ノ休憩時間ヲ置クコト
 - 二 映寫室ニハ當該技術者ノ外出入セシメサルコト
 - 三 「フィルム」ハ使用ノ都度回轉卷付ヲナシ容器ニ納ムルコト
 - 四 映寫室ニハ作業上必要アル場合ノ外火氣其ノ他燃焼又ハ發火シ易キ物件ヲ持入ラサルコト
 - 五 映寫室ニハ消火器ヲ備ヘ時時其ノ效力ヲ試驗スルコト
- 第二十八條 興行中ハ觀客ノ見易キ場所ニ左ノ事項ヲ揭示シ置クヘシ
 - 一 客ノ遵守スヘキ事項
 - 二 入場料、席料其ノ他觀客ノ負擔トナルヘキ金額
 - 三 各客席ニ其定員
 - 第二十九條 觀客ハ興行場内ニ在リテハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ
 - 一 男女家族席ノ區別ヲ遵守スルコト
 - 二 放談高話喧嘩シ又ハ濫リニ起立シ其ノ他他人ノ妨害トナルヘキ行爲ヲ爲ササルコト
 - 三 樂屋ニ出入シ舞臺ニ上リ又ハ開演中花道ヲ徘徊セサルコト
- 第三十條 前項各號ニ該當シ又ハ甚シキ傳染性疾患者其ノ他他人ニ嫌惡ノ情ヲ惹起セシムル者若ハ公安ヲ害シ又ハ風俗ヲ紊ル虞アルトキハ警察官吏ニ於テ行動ヲ制限シ又ハ退場ヲ命スルコトアルヘシ
- 第三十一條 衛生上其ノ他必要アリト認ムルトキハ所轄警察署ハ興行場内ニ於ケル飲食物ノ販賣ヲ制限シ又ハ禁止スルコトアルヘシ
- 第三十二條 本則第十條第二項ノ興行場ニ在リテハ一箇月ヲ通シ十一日以上ノ事由ニ依リ所轄警察署長ノ認可ヲ受ケタル者ハ此ノ限ニ在ラス

- 所及形狀ヲ具シ所轄警察署へ出願許可ヲ受クヘシ之レヲ變更セムトスルトキ亦同シ看板又ハ廣告物ノ大サハ五尺平方以内トス
 - 第三十三條 興行場ヲ他ノ集會等ニ使用セムトスルトキハ其ノ目的日時ヲ記シ關係者連署ノ上所轄警察署ノ許可ヲ受クヘシ
 - 第三十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ拘留又ハ科料ニ處ス
 - 一 第二條第四條乃至第六條第十條第二項第十一條第十五條第十六條第一項第十七條第十九條第二十條第二十三條第二十四條第二十五條第一項第二十六條乃至第二十八條第三十一條第三十二條第三十三條ニ違反シタルモノ
 - 二 興行場ノ検査又ハ臨監ヲ拒ミ若ハ妨害シタル者
 - 三 第六條第三項第七條第八條第十六條第二項第十八條第二項第二十條第二項第二十四條第一項但書第二十五條第二項第二十九條第二項第三十條ノ規定ニ依ル處分ニ違反シタル者
 - 第三十五條 興行場ノ建設者又ハ興行ノ許可ヲ受ケタル者ニシテ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本則ニ依リ之ヲ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
 - 第三十六條 興行場ノ建設者又ハ興行ノ許可ヲ受ケタル者ハ其ノ代理人雇人其ノ他ノ從業者ニシテ本則ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免カルコトヲ得ス
 - 第三十七條 法人ノ代表者其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本則ニ違反シタルトキハ其ノ罰則ヲ法人ニ適用ス
 - 第三十八條 本則第二條第六條第十七條ニ依リ提出スヘキ書類ハ未成年者及禁治産者ニ在リテハ法定代理人準禁治産者及妻ニ在リテハ保佐人又ハ夫ノ連署ヲ要ス但シ未成年者ニアリテハ民法第六條第一項妻ニ在リテハ民法第十五條第十七條ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 附則
- 第三十九條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 - 第四十條 本則施行前ニ許可ヲ受ケタル興行場ハ本則ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス但シ建物ノ構造及設備ニ就キ本則ノ規定ニ適合セサルモノニ對シ必要ト認ムルトキハ本則ノ規定ニ依リ變更ヲ命スルコトアルヘシ
 - 第四十一條 本則施行ノ際現ニ使用シ居ル專屬ノ藝人其ノ他ノ使用人ヲ引續キ使用セムトスルトキハ本則施行ノ日ヨリ三十日以内ニ第十六條ノ事項ヲ具シ所轄警察署ニ届出ツヘシ
 - 第四十二條 本則施行ノ際現ニ活動寫眞ノ説明ヲ業トスルモノニシテ引續キ其ノ業ヲ爲サムトスルモノハ本則施行ノ日ヨリ三十日以内ニ第十七條ノ事項ヲ具シ所轄警察署ヲ經テ當廳ニ届出ツヘシ

第四十三條 本則施行前一箇年間ニ警察署ノ檢閲ヲ經タル「フィルム」ハ本則ニ依リ檢閲ヲ受ケタルモノト看做ス
 第四十四條 本則第九條及第十條ノ規定ハ當分ノ内平壤府鎮南浦府以外ニハ適用セス

朝鮮總督府平安南道公示第八號

土地調査令ニ依リ調査及測量ヲ爲ササル左記地域内ノ林野及林野内ニ介在スル林野以外ノ土地ノ所有者及其ノ境界ハ大正七年五月制令第五號朝鮮林野調査令第八條及朝鮮林野調査令施行規則第十五條ニ依リ別冊林野調査書及林野圖ノ通査定ス此ノ査定ニ對シ不服アル者ハ朝鮮林野調査令第十一條及朝鮮林野調査令施行規則第十五條ノ規定ニ依リ公示期間滿了後六十日內ニ朝鮮總督府林野調査委員會ニ申立ツヘシ

但シ別冊林野調査書及林野圖ハ大正十一年三月一日ヨリ大正十一年三月三十日迄一般ノ縦覽ニ供スルヲ以テ土地所在ノ郡廳ニ就キ閱覽スヘシ
 大正十一年二月二十八日

朝鮮總督府平安南道知事 篠田 治策

地 域

平安南道順天郡 北倉面、濟賢面、梧雲面、豐山面、仙沼面、慈山面、龍化面、厚灘面、舍人面、新倉面、蜜田面、鳳鳴面、聖山面、般山面
 但シ蜜田面月浦里、般山面鶴泉里、仙沼面梧泉里、舍人面石隅里、豐山面新岩里、慈山面龍岩里、仁豐里、松林里、青龍里、北倉面仁山里、龍岳里、新倉面新倉里ヲ除ク

○敘任及辭令

○大正十一年二月二十日

敘正七位

從七位 田中十三男
 正八位勳八等 山内 喬壽
 正八位勳八等 園部 弘一

勳八等 堀 德藏
 勳八等 丸山 敬悟
 勳八等 市川庄五郎
 勳八等 布村政次郎
 勳八等 古賀喜左一

(各通)

敘從七位

(各通)

敘正八位

勳八等 高野 寬
 勳六等 小谷龜太郎
 勳七等 河上 壽格
 那須 辰夫
 勳七等 牛島 潤期
 勳八等 林 金吾
 高村 繁雄
 大谷 巖夫
 (以上三十一官報)

○大正十一年二月二十二日

咸興、元山、清州及忠州へ出張ヲ命ス

朝鮮總督府事務官 阿部 千一

○大正十一年二月二十四日

東京へ出張ヲ命ス

朝鮮總督府事務官 西崎 鶴司

○大正十一年二月二十五日

出府ヲ命ス

朝鮮總督府稅關長 釜瀨 富太

慶尙南道へ出張ヲ命ス

朝鮮總督府水産試驗場技師 長友 寬

正 誤

大正十一年一月十七日日本國報發表太那ノ敘任日附「大正九年十二月一日」ハ「大正十年一月一日」ニ令般更正セラレ(二月二十三日官報)

○彙報

○官廳事項

官吏

○官吏發著

時實朝鮮總督府監察官 全羅南道へ出張ヲ命セラレ二月二十五日出發
 朝鮮總督府事務官 西崎 鶴司 東京へ出張ヲ命セラレ二月二十四日出發
 朝鮮總督府技師 永田光之助 忠清南道管内へ出張中ノ處二月二十三日歸著セリ
 中山大邱覆審法院長 管内安東義城ノ各支廳ニ出張ノ處二月二十三日出發
 光州地方法院檢事 村上 清 管内羅州咸平靈光裡金堤苗浦高敞長城淳昌潭陽へ出張中ノ處二月二十一日歸著